

# 災害時要配慮者利用施設に係る 避難確保計画作成ガイドライン

## 【土砂災害編】



令和4年4月

広島市危機管理室



**【改訂履歴】**

平成 29 年 8 月 策定

平成 30 年 3 月 改訂

令和 3 年 5 月 改訂

令和 3 年 10 月 改訂

令和 4 年 4 月 改訂

## 内容

1 総則 .....	2
(1) はじめに.....	2
(2) 計画の作成にあたって.....	2
(3) 対象となる要配慮者利用施設.....	3
(4) 避難確保計画で定めるべき事項 .....	3
2 土砂災害による被害に備えて.....	4
(1) 土砂災害リスクの把握.....	4
(2) 防災情報の意味と入手方法 .....	6
(3) 避難先・避難経路 .....	1 2
(4) 行動計画の作成 .....	1 6
(5) 避難訓練の実施・検証 .....	1 8
(6) 職員への防災教育 .....	1 9
3 避難確保計画の策定（作成例） .....	2 0
4 避難確保計画の報告 .....	2 5
(1) 作成等までの流れ .....	2 5
(2) 報告先 .....	2 5
(3) 提出物 .....	2 6
資料 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト.....	2 8

# 1 総則

## (1) はじめに

---

- 近年、集中豪雨の増加に伴い、全国各地で豪雨災害が頻発しており、とりわけ、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）について、被災が目立っています。
- こうした施設は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、また、一度災害が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあります。
- こうした被害の軽減を図るためには、砂防えん堤などのハード整備だけではなく、各施設において、土砂災害のおそれがある場合を想定して、行うべき活動やそのタイミングなどをあらかじめ定め、訓練等を通じて、職員全員で共有しておくことが必要不可欠です。
- このため、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法<sup>※</sup>が改正され、土砂災害警戒区域内に所在し、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものとして広島市地域防災計画に定められた**要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①避難の確保に係る計画の作成及び市長への報告、②この計画に基づく避難訓練を実施しなければならないとされ、新たに義務化されました。**  
さらに、令和 3 年 5 月の土砂災害防止法の改正により、**避難訓練を実施した場合の、市長への訓練結果の報告が義務化されました。**
- **本ガイドラインは、対象となる要配慮者利用施設の管理者等が、避難確保計画を作成するにあたって参考となる土砂災害リスクの確認方法、防災情報の意味や入手方法及び避難確保計画作成例などの情報を掲載しています。**
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、本ガイドラインを活用し、避難確保計画を作成（報告）し、これに基づく訓練を実施し、被害の軽減に努めることが必要です。

※正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## (2) 計画の作成にあたって

---

- 本ガイドラインは、新たに避難確保計画を作成することを念頭に示したのですが、既に消防計画や厚生労働省令等に基づく地震等の災害に対処するための具体的な計画（非常災害対策計画）を定めている場合には、**既存の計画に「土砂災害時の避難確保計画」の項目を追加することでも構いません。**
- 施設の利用者の自力避難困難の程度や従業員数等を把握し、施設の規模・構造や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。また、利用者数や従業員数が曜日や時間帯によって変動する場合には、それぞれの状況に応じて、検討しておくことが必要です。

### (3) 対象となる要配慮者利用施設

本市では、土砂災害警戒区域内に所在し、下表の施設区分に該当する施設の名称及び所在地を広島市地域防災計画に掲載しています。

<p><b>社会福祉施設</b></p>	<p>(1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅</p> <p>(2) 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、1日型デイサービス事業所、短時間型デイサービス事業所</p> <p>(3) 療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、日中一時支援事業所</p> <p>(4) 救護施設</p> <p>(5) 原爆養護ホーム</p> <p>(6) 保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、認可外保育施設</p> <p>(7) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、ファミリーホーム、児童相談所</p> <p>(8) 児童館、放課後児童クラブ</p>
<p><b>学 校</b></p>	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p>
<p><b>医療機関</b></p>	<p>病院、診療所（入院病床を有するものに限る。）、助産所（入院病床を有するものに限る。）</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>青少年教育施設（宿泊施設に限る。）</p>

### (4) 避難確保計画で定めるべき事項

土砂災害時の避難確保計画に定めるべき事項は、以下のとおりです（土砂災害防止法施行規則第5条の2）。

- ☞ 防災体制に関する事項 …（従業員等の職務分担や指揮命令系統など）
- ☞ 避難の誘導に関する事項 …（避難先、避難経路、避難誘導方法など）
- ☞ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項  
…（情報収集・伝達や避難誘導に使用する施設・資器材など）
- ☞ 土砂災害時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

## 2 土砂災害による被害に備えて

### (1) 土砂災害リスクの把握

施設立地場所が土砂災害に対してどういった危険性を有しているのか確認しましょう。

#### ① 土砂災害の危険性について

- 土砂災害は、河川の氾濫等の他の水災害と比較すると突発性が高く、正確な事前予測が困難であり、発生してからは逃げることは困難で木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、**人的被害に結びつきやすい災害**です。
- 一方で、潜在的に危険な区域は事前に調査すればかなりの程度で把握することができ、**危険な区域から少しでも離れば人的被害の軽減が期待できる**ことから、危険な区域の居住者等は立退き避難をできるだけ早く行うことが必要です。

#### ② 土砂災害のおそれのある区域について

ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（広島県が指定）

- 土砂災害防止法に基づき居住者等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域であり、定義は以下のとおりです。

区分	定義
<b>土砂災害警戒区域</b>	土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
<b>土砂災害特別警戒区域</b>	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に <b>建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ</b> があり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域



- 広島県により順次指定が進められており、本市では概ね小学校区単位で指定が行われています。
- 指定前には、指定に係る調査結果（基礎調査結果）が公表されます。各小学校区の指定に係る基礎調査状況は、以下の広島県砂防課のページで確認できます。  
(平成 27 年 11 月 10 日時点の実施計画が確認できます。)

「土砂災害防止法に関する基礎調査実施計画の公表」（広島県）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/kisotyousa-keikaku270331.html>

イ 土砂災害危険箇所（広島県が調査・平成 14 年公表）

- 土砂災害危険箇所は、机上で調査した結果を示した区域で、土砂災害警戒区域とは異なり、法律上の指定区域ではなく、行為等が規制されるものではありません。
- 土砂災害警戒区域が指定されていない地域では、この土砂災害危険箇所が参考になります。

ウ 確認方法

- 市では概ね小学校区ごとに、土砂災害ハザードマップを作成しています。

「土砂災害ハザードマップ」（広島市）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/2663.html>

- また、土砂災害ポータルひろしま（広島県）では土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所の詳しい解説や地図上で土砂災害警戒区域などを確認することができます。

「土砂災害ポータルひろしま」（広島県）

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>



出典）背景図は地理院地図（国土地理院）を使用

**ポイント**

- ☞ 区域内かどうかだけでなく、危険性の高い「土石流」なのか範囲が限定される「がけ崩れ」なのか、発生原因も合わせて確認しましょう。
- ☞ 避難経路等の検討を行うため、施設の立地場所だけでなく、施設周辺の危険性も併せて確認しておきましょう。

## (2) 防災情報の意味と入手方法

防災体制の設置や避難誘導開始などのタイミングを決めるため、防災情報の意味を理解し、入手方法を決めておきましょう。

- 土砂災害に関する情報には、主に次の3つがあり、それぞれ発表する機関や発表単位が異なります。

種別	発表等機関	説明	発表等の単位
気象情報	広島地方気象台	降雨等をもとに発表する大雨注意報・警報	区
土砂災害情報	広島県・気象台	土砂災害の危険度に関する情報等	区及び1km四方
避難情報	広島市（区）	土砂災害情報等をもとに発令する避難指示等	原則、小学校区

### 小学校・中学校の通学区域一覧（広島市）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/16071.html>

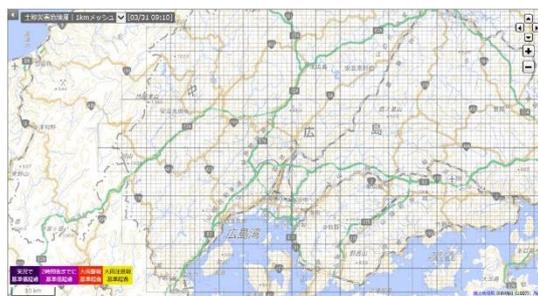
#### ① 気象情報

- 土砂災害に関しては、降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを指数化（土壌雨量指数）した基準により、**大雨注意報・大雨警報（土砂災害）**があります。これらの情報は、災害に結びつくような激しい現象が発生する3～6時間前（ただし短時間の強雨について2～3時間前）の時点で発表することが基本とされています。また、6～24時間以内に警報基準に到達する可能性が高いと予想されている場合には、警報に切り替える可能性に言及した注意報が発表されます（気象庁HPで確認可能）。
- **特別警報**は、警報の発表基準をはるかに超える基準に対して発表されるもので、**重大な災害が既に発生していてもおかしくない状況**です。
- 土壌雨量指数の意味や大雨特別警報の基準等は気象庁HP「警報・注意報発表基準一覧表（広島県）」をご確認ください。（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hiroshima.html>）

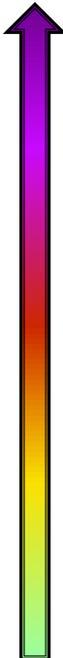


#### ② 土砂災害情報

- 土砂災害情報には、避難情報発令の重要な判断要素で、県と気象台が共同で**区単位で発表**する「**土砂災害警戒情報**」と、これを補足する1km四方の領域（メッシュ）ごとに危険度を判定して表示する「**土砂災害に関するメッシュ情報**」があります。
- 土砂災害に関するメッシュ情報は、リアルタイムに、危険度に応じて、視覚的に確認できます。表示される危険度とその意味は次表のとおりです。



1km メッシュ表示の例（広島県土砂災害警戒情報）

危険度	配色	区分	説明
高 		実況で基準値超過	現在の降雨指標が、「土砂災害警戒情報」の発表基準を超過した状態です。
		1 時間後に基準値超過	降雨指標が、今後 1 時間以内に「土砂災害警戒情報」の発表基準を超過すると予測される状態です。
		2 時間後に基準値超過	降雨指標が、今後 2 時間以内に「土砂災害警戒情報」の発表基準を超過すると予測される状態です。この区分以上の状態を、本市では <u>避難指示の発令判断の基準</u> としています。
		3 時間後に基準値超過	降雨指標が、今後 3 時間以内に「土砂災害警戒情報」の発表基準を超過すると予測される状態で、本市では <u>高齢者等避難の発令判断の基準</u> としています。
		大雨警報基準超過	現在・1 時間先予測・2 時先予測の降雨指標が、「大雨警報(土砂災害)」の発表基準を超過した状態です。
		大雨注意報基準超過	現在・1 時間先予測・2 時先予測の降雨指標が、「大雨注意報」の発表基準を超過した状態です。

### ③ 避難情報

- 本市では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、気象情報や土砂災害情報等をもとに、避難指示等の避難情報を発令します。
- 避難情報は、災害発生の高まりの程度に応じて、4つの段階があり、それぞれの避難情報に応じた住民等がとるべき避難行動は下表のとおりです。
- なお、避難情報は、一定のまとまりをもった範囲に対して発令するものであり、一人ひとりに対して個別に発令するものではありません。また、突発的な災害でいきなり避難指示を発令することや避難指示等の発令自体が間に合わないこともあることに留意が必要です。

避難情報の種別	とるべき避難行動
注意喚起	避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難の準備をしてください。それ以外の方については、気象情報に十分注意してください。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、 <b>避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難を開始</b> してください。なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。それ以外の方については、気象情報に十分注意し、避難の準備を行うとともに、危険だと思ったら早めに避難してください。
【警戒レベル4】 避難指示	直ちに避難を開始してください。 屋外の移動に危険を伴う場合は、屋内の高いところに避難してください。 
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難してください！ ~~~~~	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとってください。

#### ④ 防災情報の入手方法

防災情報と 主な入手方法		市防災情報 メール	防災 アプリ	緊急速報 メール	テレビ (NHK データ放送)	インターネット (主なサイト)
気象情報 (注意報・警報)		○	○			・広島市防災ポータル ・気象庁 HP
土砂災害 害情	土砂災害警戒情報				○	・広島市防災ポータル ・広島県防災 web
	メッシュ情報	×		×		
避難 情報	注意喚起	○	×		×	・広島市防災ポータル
	【警戒レベル3】 高齢者等避難					
	【警戒レベル4,5】 避難指示 緊急安全確保		○	○	○	

#### ■ 広島市防災情報メール



本市では、あらかじめ登録されたメールアドレスに防災情報を配信しています。防災情報メールは、自動で届くため、確認が容易で、停電時にも確認することができます。必ず登録しておきましょう。

QRコードを読み取り、空メール  
(件名・本文不要)を送信する

QRコード⇒



- 「広島市防災情報メールの登録方法について」(広島市)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17955.html>

#### イメージ



#### (発令)【警戒レベル4】避難指示 (〇区)

〇〇区災害対策本部から【警戒レベル4】避難指示の発令についてお知らせします。  
【対象区域】〇〇小学校区の〇〇川洪水浸水想定区域  
【開設する避難場所】〇〇小学校  
〇〇川がはん濫する危険性が極めて高まっているため、対象区域に【警戒レベル4】  
避難指示を発令しました。〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。  
また避難できていない方は避難場所、安全な場所にある親戚・知人宅などへ緊急に避難して  
ください。避難場所への避難が危険な場合は、付近の堅固(鉄筋コンクリート造等)な建物  
の上階や自宅の上階に緊急に避難してください。

#### ■ 防災アプリ

ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」は、避難情報が発令された際に、発令された地域内のスマートフォンに通知するとともに、最寄りの避難所への避難ルートを、細かい操作をすることなく簡単に表示することができます。

また、地図上で、現在地の災害種別ごとの危険度(ハザード情報)を確認することもできます。ご登録ください。

- 「ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」を運用しています」(広島市)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/138186.html>

#### QRコードからアクセス

【広島市ホームページ】



推奨環境  
・Android/Android端末6.0以降  
・iOS/iOS 10.0以降

■ **緊急速報メール**

携帯電話各社を通じて配信される緊急速報メールは、対応の携帯電話等であれば、登録不要で強制的にメールが届きます。ただし、配信される情報量に制限があるため、防災情報メールと併用して活用してください。



■ **テレビ（NHK データ放送）**

NHK では、**d ボタン** を押し、「防災・生活情報」のメニューで、メッシュ情報・雨量、避難情報及び開設避難所などの情報を確認することができます。



■ **広島市防災ポータル**

広島市防災ポータルは、避難情報はもちろん本市に関連する気象情報や土砂災害に関するメッシュ情報などの防災情報を集約し提供しています。日ごろは天気予報や雨雲の状況を確認することができますので、お気に入り登録（ブックマーク）しておく大変便利です。



- 「広島市防災ポータル」 <http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>

**平常時**

➔

**緊急時**

■ **広島県防災 web**

広島県防災 web は、広島県危機管理課によって運営されている、広島県の防災・災害時の情報ポータルサイトです。気象情報、雨量や土砂災害危険度情報に加えて、避難情報も確認することができます。

- 「広島県防災 web」（広島県） > 観測情報  
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/?p=top>

■ **広島県防災情報メール（広島市防災情報メールとは異なります。）**

広島県防災情報メールでは、あらかじめ設定した雨量に到達した場合や地域を指定してメッシュ情報の超過情報を、リアルタイムで受け取ることができます。



■ 情報収集に必要な資器材を整備し、定期的に点検するなど維持管理に努める必要があります。

活動の区分	使用する設備又は資器材（例）
情報収集	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、 <b>携帯電話用バッテリー</b>



## ポイント

- ☞ まずは、避難情報の意味を理解し、職員全員で広島市防災情報メールに登録しましょう。
- ☞ 避難情報は、小学校区単位を基本として発令します。施設が所在する小学校区をあらかじめ確認しておきましょう。



- 「立退き避難」の場合は、施設間であらかじめ協定締結している施設や市の開設する指定緊急避難場所へ移動することが考えられます。本市が指定する避難場所には主に以下の2つがあります。

市開設避難場所	意味
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から逃れるための施設又は場所で、 <b>高齢者等避難等の発令に伴い開設</b> する避難場所です。主に、学校、公民館などを指定しています。
指定避難所 (生活避難場所)	発災後に <b>自宅等での生活が困難となった方が、避難生活を送るための施設</b> です。主に、学校の体育館を指定しています。

※ 多くの小学校では指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねています。

### <指定緊急避難場所と指定避難所の違い>



- 指定緊急避難場所は、以下のサイトから確認することができます。

●「指定緊急避難場所一覧表」(広島市)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17834.html>

- **指定緊急避難場所は、一度にすべての施設を開設するものではありません。**開設タイミングは以下のとおりで、開設された施設は、市防災情報メール、市防災ポータルやNHKのデータ放送などで確認することができます。

種別	指定緊急避難場所の開設
【警戒レベル3】 高齢者等避難	原則、 <u>小学校区で1箇所拠点的な施設</u> を開設します。
【警戒レベル4】 避難指示	必要に応じて、順次開設します。

## ② 避難経路について

- 「立退き避難」を行う場合の避難経路については、河川や海からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、誘導する人数、避難する人数や程度等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが必要です。

### 内水とは・・・

- 河川が増水し氾濫する洪水とは異なり、大雨による下水道の雨水排水能力の不足や放流先である海や川の水位上昇によって雨水を排水できないことによる浸水を指し、道路冠水や地下空間への水の流入などの浸水被害を及ぼすものです。
- 本市の中心市街地デルタの7地区では、浸水（内水）浸水想定区域を公表しています。
- 地下に発電設備等がある場合には注意が必要です。

- 「浸水（内水）ハザードマップ」（広島市）

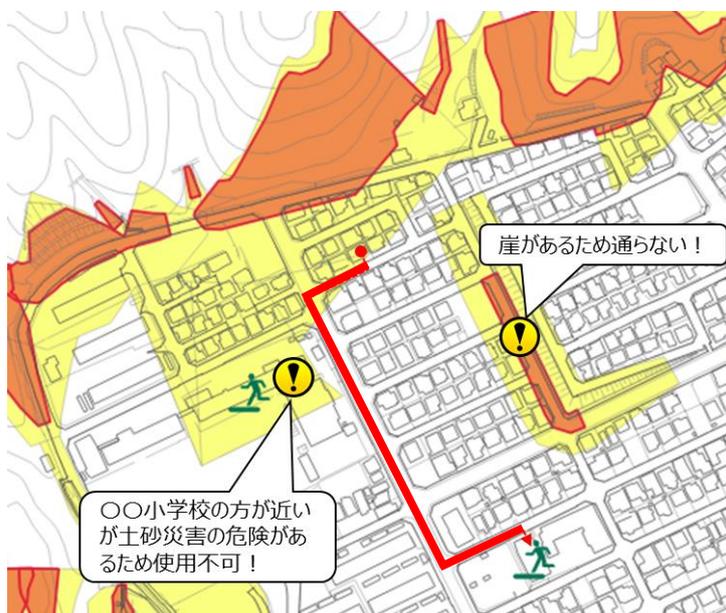
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html>

- 「屋内での安全確保措置」として上層階への一時避難の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する必要があります。
- 土砂災害と同じく雨によって発生する洪水（河川氾濫）のおそれのある区域にも留意する必要があります。洪水（河川氾濫）のおそれのある区域は、以下のサイトから確認することができます。

- 「広島市洪水ハザードマップ」

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html>

- 避難先までの避難経路図をあらかじめ作成しておきましょう。



### ③ 避難誘導について

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置等を具体的に定めておく必要があります。



- 利用者の状況や職員数を踏まえて、先に、避難に時間のかかる方の避難誘導を行った後に、他の方を避難させるなど、段階的な避難誘導を行うことも考えられます。

- 車での避難は、浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。

- 目の不自由な利用者がある場合、夜間の屋外への避難にあたっては、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないようルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫を行ってください。

- 避難誘導にあたり、必要な資器材を検討し、あらかじめ準備しておきましょう。

活動の区分	使用する設備又は資器材（例）
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

- 避難誘導に必要な職員の確保が困難な場合は、地域との協力体制を構築するなどの対応を検討しておきましょう。



#### ポイント

- ☞ 想定浸水深及び施設の構造・備蓄状況を踏まえて、施設上階への避難でよいのか、施設からの立退き避難が必要なのか検討しておきましょう。
- ☞ 避難誘導にあたって、避難に時間のかかる方のみ早めの避難を行うなど段階的な対応についても考慮して検討しましょう。
- ☞ 職員のみでの避難誘導が困難な場合に備えて、地域と協力体制を構築しましょう。

#### (4) 行動計画の作成

施設の利用状況等に応じて、避難誘導等を含めた具体的な活動内容を検討し、どのタイミングで誰が行うのか、あらかじめ決めておきましょう。

(作成例)

段階	気象情報	土砂災害情報	避難情報 (広島市)	職員の活動内容	
				情報収集伝達要員	避難誘導要員
第1段階	大雨 注意報			注意体制	
				・情報収集を開始	
第2段階	大雨 警報		注意喚起	警戒体制	
				・情報収集	・避難誘導に係る資器材の準備・確認
				・保護者等へ事前連絡	
		・状況が悪化した場合の対応について協議 (職員増員の検討、役割分担再確認など)			
第3段階		土砂災害警戒情報	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (小学校区単位)	非常体制	
第4段階			【警戒レベル4】 避難指示 (小学校区単位)	・情報収集	・地域への協力依頼
				・保護者等へ連絡	・自力避難が困難な方の避難誘導開始
		・上記以外の方の避難誘導開始			
<b>警戒レベル4までに必ず避難してください！</b>					
第5段階	大雨 特別警報		【警戒レベル5】 緊急安全確保	・保護者への報告	・避難完了 ・利用者等の引渡し

#### ① 活動内容について

- 施設の状態に応じて、気象情報等の収集から避難誘導完了（又は引渡し）までの活動内容について検討する必要があります。
- その際、利用者等の引き渡し等の比較的時間を要する活動については、災害発生前に避難を完了させる観点から、十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難先で実施することが望ましい。
- 利用を中止する基準についてもあらかじめ検討しておきましょう。  
(例：学校の休校、外来診療やデイサービスなどの事業の中止 など)

## ② 体制の区分と設置基準

- 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定する必要があります。ただし、**情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。**

<体制の名称と意味>

<b>注意体制</b>	気象情報や今後の雨雲の動きなどの <b>情報収集を開始する体制</b>
<b>警戒体制</b>	引き続き、情報収集を行うとともに、状況悪化に備え、 <b>避難誘導の準備などを行う体制</b>
<b>非常体制</b>	引き続き、情報収集を行うとともに、 <b>避難誘導を開始する体制</b>

- 特に、夜間・休日等で職員の招集が必要な場合は、体制が移行した場合に迅速に活動が行えるよう、あらかじめ職員を確保しておく必要があります。
- 体制ごとの設置の基準は、施設状況に応じ、利用者の避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定する必要があります。
- **情報収集を開始する基準**は、大雨注意報発表が一つの目安となります。
- **避難誘導を開始する基準**は、自力避難が困難な方がいる場合には、避難に時間を要することから、「高齢者等避難」が発令された段階が一つの目安となります。
- 急激な気象の変化などにより、「高齢者等避難」を発令せず、いきなり「避難指示」等を発令する場合もあるため、急な対応があり得ることを想定しておくことが重要です。

## ③ 対応要員

- 各活動内容に必要な人数を考慮して、あらかじめ対応要員を決めておく必要があります。ただし、災害時には、道路冠水による通行止めなどにより、すべての職員が招集できるとは限らないため、あらかじめ職員全員が、各班の活動内容を共有しておく必要があります。
- 休日・夜間も施設内に利用者が滞る施設は、一般的に従業員数が限られることから、勤務状況を踏まえて、要員の増員を検討する必要があります。



### ポイント

- ☞ まずは、情報収集開始（注意体制）及び避難誘導開始（非常体制）のタイミングを決めましょう。
- ☞ 各体制設置のタイミングは、避難完了に至るまでの各活動内容にかかる時間を逆算して設定していくことが有効です。
- ☞ 行うべき活動内容を洗い出し、それらを時系列に並べ、必要な人数を検討し、対応要員を定めましょう。

## (5) 避難訓練の実施・検証

計画作成後は、実際に実施可能かどうか、計画に基づき、避難訓練を実施しましょう。

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく避難訓練を実施することが必要不可欠です。**避難訓練は、原則として年1回以上実施するようにしてください。**
- 訓練の内容としては以下があげられます。
  - ・ 情報伝達訓練（どこからどの情報を収集し、どのように施設内部で共有し、関係機関及び利用者の保護者等に連絡するのかが確認・検証）
  - ・ 利用者の避難誘導訓練（立退き避難及び垂直避難の避難誘導方法や避難に要する時間等を確認・検証）
  - ・ 避難経路等の確認（避難経路上の危険箇所等を確認・検証）
  - ・ 非常持ち出し品の確認訓練（避難の際の持ち出し品や備蓄物資の確認・検証）



- 訓練終了で終わるのではなく、実施後には、参加者全員で意見交換や検証を行い、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 図上で行う訓練も訓練の一つです。最初から全ての訓練の実施ができない場合でも、できるところから部分的に実施していくことが重要です。
- **訓練の実施結果は、訓練実施後概ね1か月以内に、広島市長（危機管理室災害予防課）あて報告してください。**報告の際、訓練状況の分かる写真を添付してください。



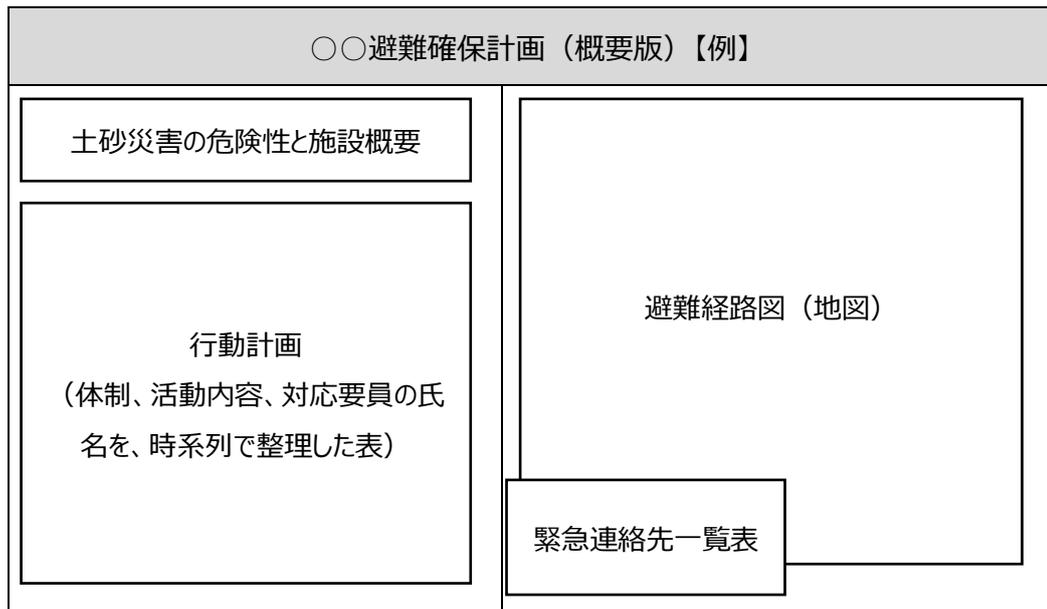
### ポイント

- ☞ 訓練は、形式的なものとならないよう、ねらいを明らかにして、継続的に実施することが重要です。
- ☞ 最初から、計画の全てを行うのではなく、できるところから部分的に実施していくことが、実効性のある継続的な実施につながります。

## (6) 職員への防災教育

定期的に職員研修を実施しましょう。

- 施設職員が一丸となって対応を行うためには、定期的な研修等による職員間のリスクコミュニケーションが大変重要です。
- 例えば、定期的に以下のような研修を行うことが考えられます。
  - **新入社員を対象とした研修**  
**新入社員全員に防災情報メールの登録を促す**とともに、施設の立地状況や緊急時の活動内容について共有を図りましょう。
  - **全従業員を対象とした研修**  
定期的な防災訓練の前に研修会を開催し、活動内容等をあらかじめ確認しておくことも重要です。
- 職員間で災害リスクや非常時の対応を日頃から共有するため、行動計画と避難経路図などを抜粋した避難確保計画の概要版を作成し、事務室など見やすい場所に掲示し、日頃から職員が確認できるようにしておくことも大変有効です。



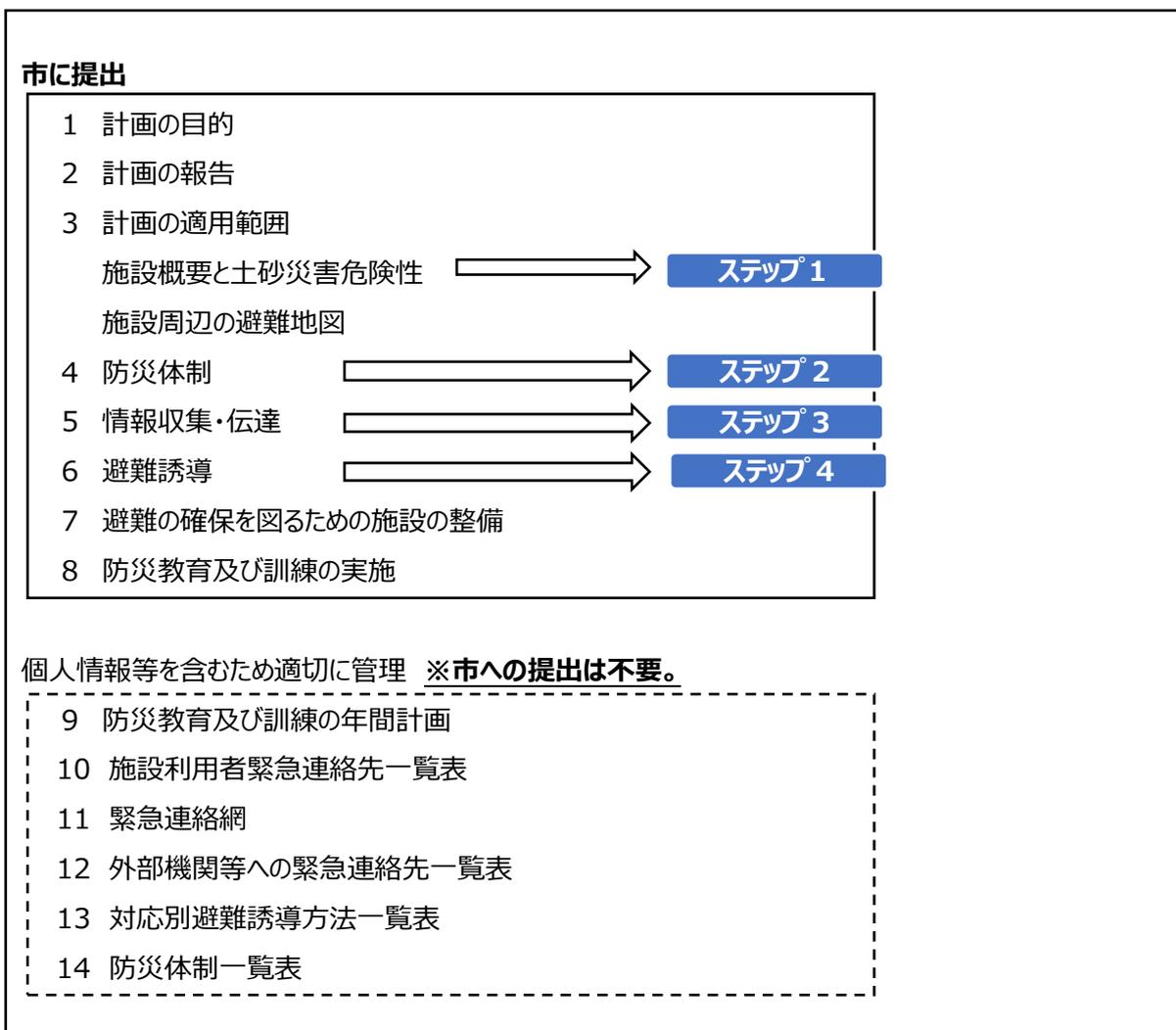
### ポイント

- ☞ 管理者がリーダーシップを発揮し、職場全体で取り組むことが重要です。
- ☞ 避難確保計画の概要版を作成し、事務室など見やすい場所に掲示し、日頃から職員が確認できるようにしておくことも大変有効です。

### 3 避難確保計画の策定（作成例）

- 避難確保計画の構成例は次のとおりです。
- 別冊の土砂災害時の避難確保計画を活用し、必要に応じて、本ガイドラインの「2 土砂災害の被害に備えて」の該当ページを参照しながら、加筆・修正し、実情にあった計画を作成していきましょう。

#### <構成例>



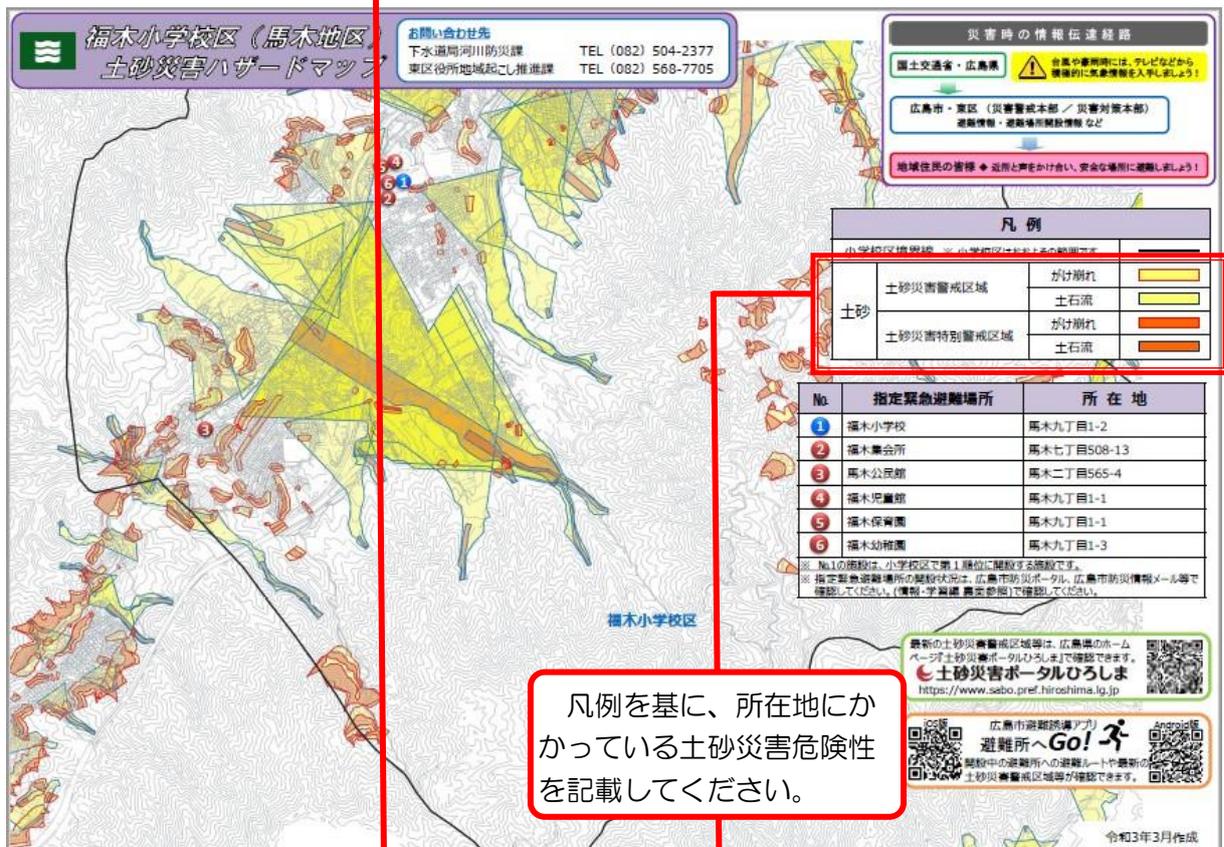
**ステップ1**

**施設概要と土砂災害危険性【本ガイドライン参考箇所 2(1)】**

まずは、施設の概要と土砂災害危険性を確認しましょう。

本市では、概ね小学校区ごとに土砂災害ハザードマップを作成していますので、これ入手し、下表を記入しましょう。所在地の小学校区が不明な場合は、以下のサイトから確認できます。ハザードマップが作成されていない場合については、土砂災害ポータルひろしま（広島県）で確認できます。

広島市土砂災害ハザードマップ	<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/2663.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/2663.html</a>
小学校・中学校の通学区域一覧	<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/16071.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/16071.html</a>
土砂災害ポータルひろしま	<a href="https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx">https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx</a>



**【施設概要】**

小学校区	〇〇小学校区				
構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 非木造	建物階数（使用階）	〇階（〇階～〇階）	
従業員数	昼： 〇人	夜間： 〇人	休日： 〇人		
利用者数	昼： 〇人	夜間： 〇人	休日： 〇人		

**【土砂災害危険性】**

※ 該当するものに☑

区域の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域
現象の種別	<input type="checkbox"/> 土石流	<input checked="" type="checkbox"/> かけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

ステップ 2

防災体制【本ガイドライン参考箇所 2(2)、(3)】

次に、利用者を安全な場所まで避難させるため、危険度の段階に応じた活動内容とそのタイミングを決めましょう。タイミングの目安や体制の意味は下表のとおりです。

施設の状況に応じて、加筆・修正を行いましょう。

<体制の名称と意味>

体制種別	設置のタイミングの目安	各体制の主な活動内容
注意体制	大雨注意報発表	気象情報や今後の雨雲の動きなどの情報収集を開始する体制
警戒体制	大雨警報（土砂災害）発表	引き続き、情報収集を行うとともに、状況悪化に備え、避難誘導の準備などを行う体制
非常体制	「高齢者等避難」が発令された段階が基本	引き続き、情報収集を行うとともに、避難誘導を開始する体制

< 体制設置のタイミングと活動内容 例 >

段階	気象情報	土砂災害情報	避難情報 (広島市)	職員の活動内容	
				情報収集伝達要員	避難誘導要員
第1段階	大雨注意報		注意喚起 (全市域)	注意体制	
				情報収集を開始	
第2段階	大雨警報		注意喚起 (全市域)	情報収集 保護者等へ事前連絡 状況が悪化した場合の対応について協議 (職員増員の検討、役割分担再確認など)	避難誘導に係る資器材の準備・確認
第3段階	大雨特別警報	土砂災害警戒情報	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (小学校区単位)	非常体制	
第4段階			【警戒レベル4】 避難指示 (小学校区単位)	情報収集	要配慮者の避難誘導開始 地域への協力依頼 上記以外の方の避難誘導開始
第5段階	大雨特別警報		【警戒レベル5】 緊急安全確保	保護者への報告	避難完了 利用者等の引渡し

ここでは、どういったツールで情報を入手するかを決めます。

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりです。施設内の設備等に応じて、どのツールにより情報を収集するか、記入しましょう。

収集する情報		収集方法
	気象情報	広島市防災情報メール、ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」、 テレビ（データ放送含む）、ラジオ、 インターネット（広島市防災ポータル、気象庁 HP 等）
土砂災害情報	土砂災害警戒情報	広島市防災情報メール、ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」、 広島県防災情報メール、テレビ（データ放送含む）、 インターネット（広島市防災ポータル等）
	メッシュ情報	インターネット（広島市防災ポータル等）、広島県防災情報メール、 テレビ（データ放送含む）
避難情報	注意喚起	広島市防災情報メール
	【警戒レベル3】 高齢者等避難	ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」、 テレビ（データ放送含む）、ラジオ、 インターネット（広島県防災 web）
	【警戒レベル4、5】 避難指示 緊急安全確保	緊急速報メール（エリアメール）

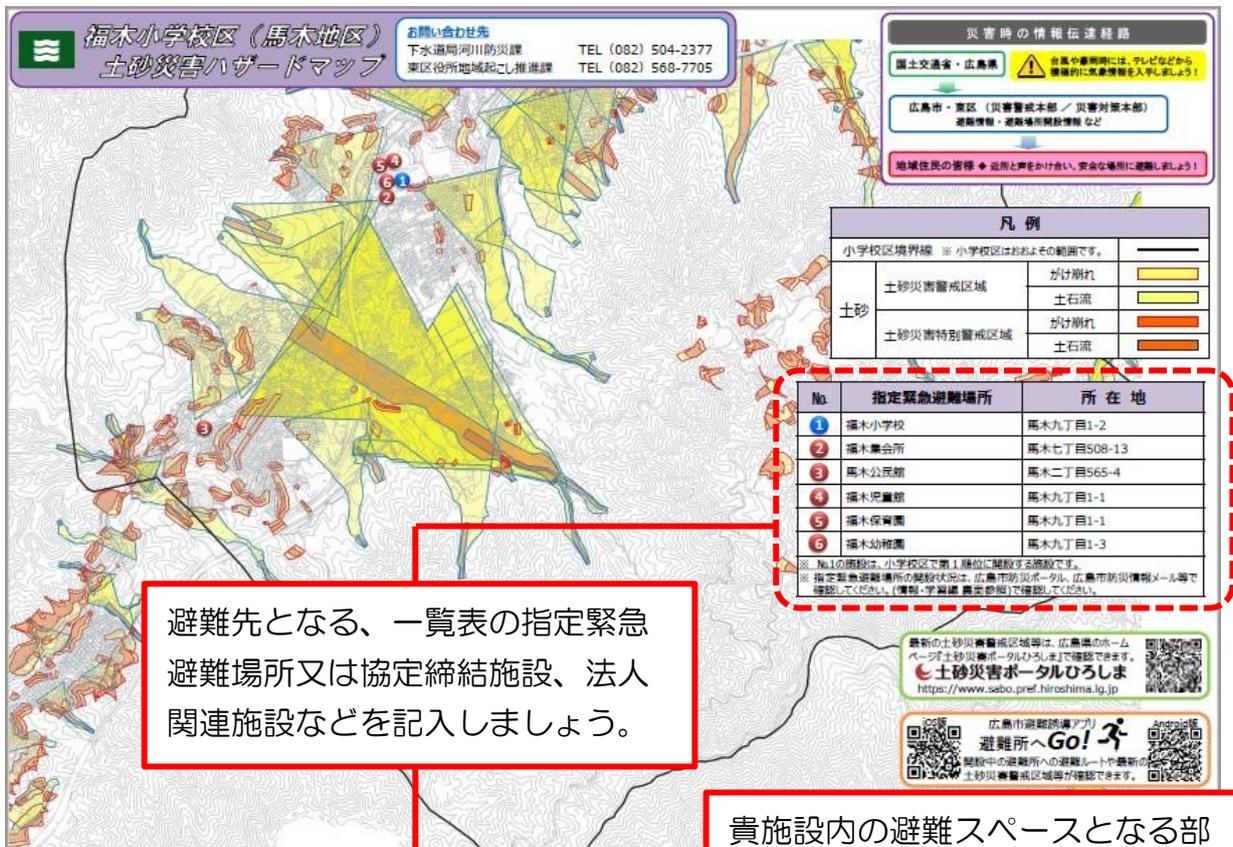
収集する情報		収集方法
	気象情報	
	土砂災害情報	
避難情報	注意喚起	
	【警戒レベル3】 高齢者等避難	
	【警戒レベル4、5】 避難指示 緊急安全確保	

避難先、避難先までの距離と移動手段を整理しましょう。

避難先は、市の開設する指定緊急避難場所やあらかじめ協定等を締結している施設などが考えられます。指定緊急避難場所は、ハザードマップに一覧表を掲載していますので、参考にしてください。

なお、指定緊急避難場所については、ハザードマップ作成後に変更がある場合がありますので、最新の覧表も確認しておきましょう。

指定緊急避難場所一覧表 (広島市 HP)	<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/17834.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/17834.html</a>
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



避難先となる、一覧表の指定緊急避難場所又は協定締結施設、法人関連施設などを記入しましょう。

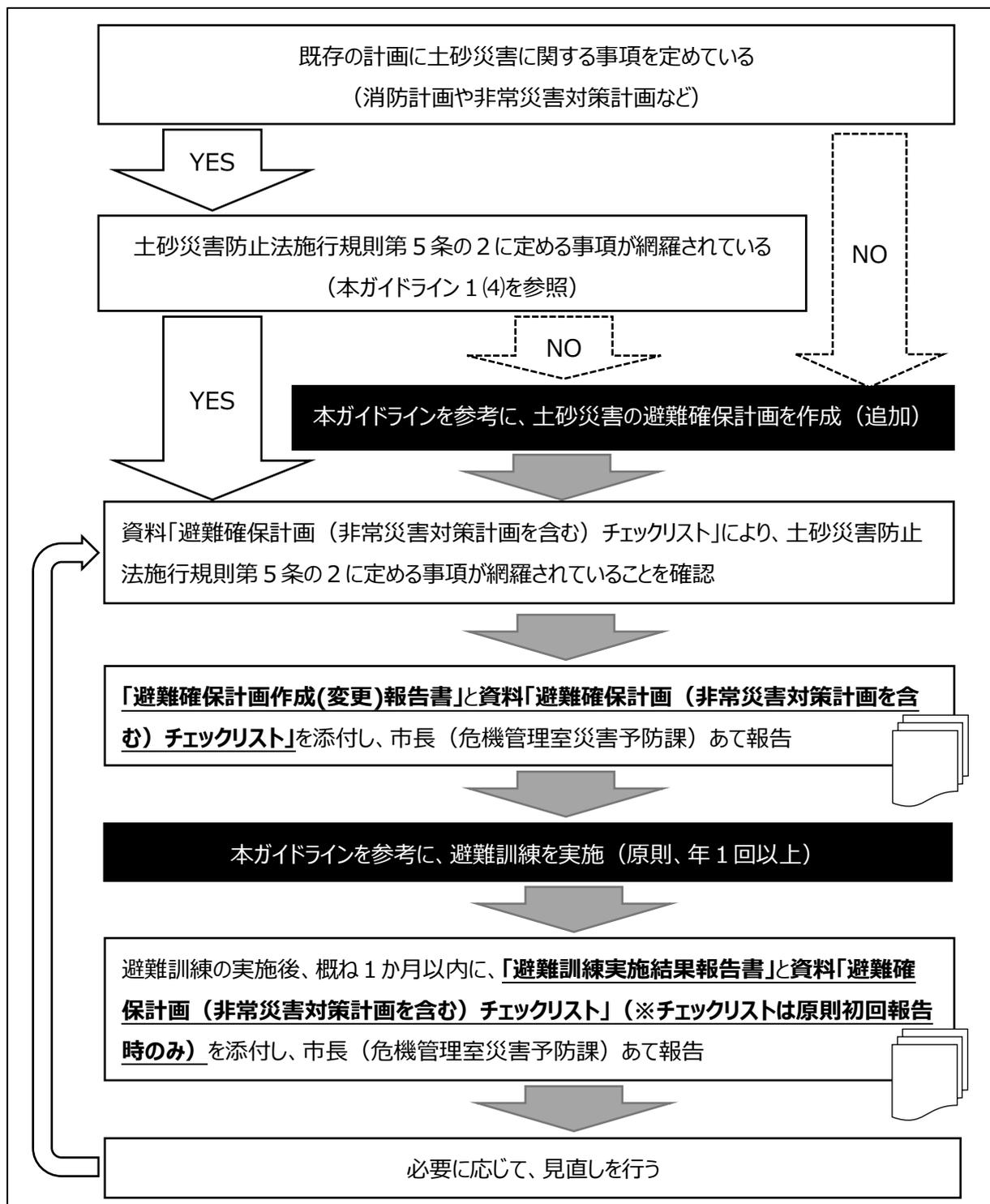
貴施設内の避難スペースとなる部屋の名称などを記入しましょう。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇小学校	( ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台
屋内安全確保	〇階 〇〇室		

※ 避難先を複数確保している場合は、必要に応じて行を追加してください。なお、複数確保している場合は、いざという時に迷わないよう、どういった場合に、どの場所に行くのか整理しておきましょう。

## 4 避難確保計画の報告

### (1) 作成等までの流れ



### (2) 報告先 (メール又は郵送等)

広島市危機管理室災害予防課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(市役所本庁舎13階)

電話番号：082-504-2664 FAX：082-504-2802

Mail：[saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp)

### (3) 提出物

---

#### ■ 避難確保計画を作成(変更)した場合

- ① 避難確保計画作成(変更)報告書 …… 2部
- ② 土砂災害時の避難確保計画 …… 2部  
※ 消防計画等の他の計画内に規定している場合は、当該計画を提出してください。
- ③ 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト …… 2部

#### ■ 避難確保計画に基づき、避難訓練を実施した場合

- ① 避難訓練実施結果報告書 …… 2部  
※ 訓練状況の分かる写真を添付してください。
- ② 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト …… 2部  
※ 原則、初回報告時のみ提出が必要です。

#### (その他注意事項)

- ・ 郵送により報告される場合、本市が1部受付印を押印し返送しますので、切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。
- ・ 避難確保計画の作成（変更）時に、「避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」を提出された場合であっても、避難訓練実施結果の報告の際には、原則、初回報告時のみ「避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」の提出が必要です。
- ・ 様式は、以下のサイトのダウンロード一覧から入手してください。
  - 災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について  
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17902.html>)

# 資料編

避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト

<b>施設</b> チェック担当者名	<b>市</b> チェック担当者名

<b>施設名</b>	
<b>施設所在地</b>	

計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市 チェック欄
(ア) 防災体制、情報収集及び伝達			
	1. 気象情報や河川情報、土砂災害、津波に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか  【着眼点】 <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報、津波情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミングを定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
	2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか  【着眼点】 <input type="checkbox"/> 原則、「警戒レベル3 高齢者等避難」や「避難指示（緊急）」が発令された場合に避難を開始することになっているか（避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある） <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3 高齢者等避難」や「避難指示（緊急）」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか <input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を想定しているか	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>

	<p>3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 大雨や暴風、地震により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日等で職員の参集が必要な場合、迅速に避難行動を行えるよう、あらかじめ職員を確保するなどの検討をしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 通所型の施設（津波災害警戒区域に所在する施設を除く）については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
(イ)避難の誘導		/	/
	<p>1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施設の災害リスク等に対応した適切な避難先（屋内安全確保の場合を含む。）を選定しているか</li> <li><input type="checkbox"/> 選定した避難先（指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保（垂直避難）の場所）は、想定される災害に対して安全な場所であるか（家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあること、食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等）</li> <li><input type="checkbox"/> 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
	<p>2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 外部に避難する場合、施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮した避難ルートが選定されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 車両で避難する場合、施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 屋内安全確保（垂直避難）する場合、スムーズに避難できる施設内の避難経路を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】

	<p>3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか</p>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】 
(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備			
	<p>1. 必要な情報機器等を確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか</p>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】 
	<p>2. 避難に必要な設備を確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL（歩けるかどうかなど）や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備（エレベーターやスロープ等）を確保しているか（設備の確保が困難な場合、代替措置が取られているか）</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか</p>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】 
	<p>3. 屋内安全確保（垂直避難）を行う場合に必要な物資等を確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 屋内安全確保（垂直避難）を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか</p>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】 

(エ) 防災教育及び訓練の実施			
<p>1. 防災教育や訓練を適切に実施することになっているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい)</li> <li><input type="checkbox"/> 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資器材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】	
(オ) 自衛水防組織の業務（設置した場合のみ記載）			
<p>(自衛水防組織の業務内容の記載の確認)  自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか。</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 内部組織（〇〇班など）を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】	

**災害時要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成ガイドライン  
【土砂災害編】**

広島市危機管理室災害予防課

令和4年4月

広島市中区国泰寺町一丁目6-34

TEL082-504-2664 FAX082-504-2802